

2008年6月16日

株式会社東京スター銀行 御中

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 榎 彰徳

【連絡先（事務局）】担当：西島  
〒540-6591 大阪府中央区大手前 1-7-31  
OMMビル1階大阪府消費生活センター内  
TEL. 06-6945-0729 FAX. 06-6945-0730  
E-mail: info@kc - s. or. jp  
H P: [http:// www.kc-s. or. jp](http://www.kc-s.or.jp)

<添付資料>

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 平成20年3月18日付東京スター銀行ホームページの該当部分 | 1部 |
| 平成20年5月22日付東京スター銀行ホームページの該当部分 | 1部 |
| 「借金生活をリセットしよう!」と題するパンフレット     | 1部 |

## 「おまとめローンバンクベスト」勧誘広告改悪に関する申入書

### 1 当団体の貴行に対する前回申入れ以降、貴行が広告内容を改善されその旨当団体にもご報告あった後に、問題ある広告を復活させ改悪していること

当団体は、2006年12月1日、貴行の「おまとめローンベストバンク」の勧誘広告及び融資業務の改善等に関し、申入れを行いました。貴行の勧誘広告に関しては、利息制限法に反するいわゆる「グレーゾーン金利」部分について、引直し計算による適正な精算をしないままでの一括返済を前提する広告内容となっていたことから、「融資広告において、既存債務の借換えに際し、あたかも消費者が、利息制限法に反するグレーゾーン金利を支払わねばならないかのような誤解を与える広告を中止し、さらに、融資広告において、既存の借入債務について、超過利息については支払い義務がないことを明示すること」を申入れしました。この申入れの後の2007年2月14日の新聞広告では、既存債務の金利表示が利息制限法内の利息に変更され、また「現在のお借入金利が利息制限法の上限を上回る場合は、過払い金が返還されるケースがありますのでご注意ください。詳しくは、お近くの消費生活センター、弁護士会、司法書士会等にご相談ください。」との注意喚起の文言が挿入され、広告内容の是正が図られました。

然るに、2008年3月18日の貴行ホームページの「おまとめローンベストバンク」の勧誘広告を見ると、既存債務の金利表示について利息制限法を超える25.55%、29.20%といった違法な高金利での借入れを借換えシミュレーションの比較に使用した宣伝を復活させています。これは、消費者を欺瞞する広告であり、一旦是正されていたことから逆行する

対応であり、勧誘・融資業務における適正化と社会的責任に対する貴行の姿勢は不誠実と言わざるを得ません。

この宣伝広告内容の改悪について、2008年4月11日～5月13日にかけて当団体からご質問させていただいたところ、これに対する貴行の説明は、既存債務の金利表示に関し、「実際に、どの金融機関からの借換えが多いのか調べ、有価証券報告書の平均約定金利を使って計算したところ、22.3%、23.3%、18.3%であった。これが実際の金利であるから使用したい。」とのことでした。違法金利の放置を是認する貴行の企業姿勢と見識を疑わざるを得ません。なお、念のために指摘すれば、貴行が2008年4月11日時点で広告に使用されていた金利表示は、貴行の説明する「22.3%、23.3%、18.3%」ではなく、これをはるかに上回る高金利の25.55%、29.20%ですから、貴行のご説明自体が矛盾しています。

なお、その後2008年5月22日に貴行のホームページを確認したところ、同日現在においては、既存債務の金利表示は21.34%、21.05%、18.37%に変更されていました。しかしなお、利息制限法を上回る違法金利が記載され、これに基づいて算出された金額を元に既存債務の返済総額が示されており、消費者をして、あたかもこの違法金利に基づく金額を返済しなければならないかのような誤解を与えかねない内容になっています。

また、貴行支店に備え置かれているパンフレットは、2008年5月12日現在も、2008年3月18日時点のHPの記載と同じく25.55%、29.20%といった違法な高金利での借入れを借換えシミュレーションの比較に使用したものになっています。

## 2 再度の改善申入れ

当団体は、本申入書をもって、貴行に対し、再度、「貴行の融資広告中において、債務者の既存の借入のうち、利息制限法所定制限利率を超えた利息をも支払う必要があるとの誤認を生じさせる広告を中止するとともに、今後禁止すること」を求めます。

仮に、既存債務の金利表示について「有価証券報告書の平均約定金利」であるとの理由をもって、あえて違法金利を使って比較するのであれば、その表示から離れた位置ではなく、当該表示の直後に「これら既存債務の金利は、利息制限法の上限を超える違法金利です。超過金利分の利息については支払い義務がありません。引直し計算の結果、利息の過払い分は返還されます。すなわち、貴方が法律に基づいて3社に返済しなければならない金額は、上記に示した3社から消費者ローンを借り入れた場合の「返済総額」ではなくこれより少額となることが強く推認されます。必ず、お近くの消費生活センター、弁護士会、司法書士会にご相談ください。」旨を明確に記載し、消費者によく分かるように注意を喚起すべきです。

改めて、貴行に対し、「おまとめローンバンクベスト」の勧誘広告の適正化と是正を強く要請するものです。

### 3 広告の問題点

2006年12月1日付申入書においても指摘済みですが、このたび改悪された貴行の広告の問題点は、概要以下のとおりです。

すなわち、貴行の広告が、消費者に対する欺瞞的広告・勧誘となる点に問題があります。そもそも、消費者金融や信販会社等が収受する超過利息については無効であり、その支払義務はないにもかかわらず、貴行の広告ではあたかも、超過利息について支払義務があるかのように表示し、既存債務について超過利息を支払い続ける場合との比較において、おまとめローンによる融資により金利減免の恩恵が受けられるかのようなシミュレーションが示されています。これは、すなわち、法律上支払義務がないものを支払義務があるかのように消費者に表示し、消費者を誤信させるものであり、欺瞞的な広告と言わざるを得ません。

そして、おまとめローンのような融資契約も、事業者たる銀行と消費者たる債務者との間の消費者契約であり、消費者契約法が適用されるべきところ、上記表示内容は、当該融資契約の勧誘にあたって、利息制限法に照らせば既存債務が存在せず、あるいは、既存債務の額が融資金額より大幅に少ない場合、当該融資契約の重要事項である用途（既存債務の返済に充てる）について、事実と異なることを告げるものとして、不実告知に該当し、消費者たる債務者が、既存債務の存在及び金額を事実と誤認したことによってなした融資契約の申込みの意思表示は、これを取消することができるものと考えられます（消費者契約法4条1項1号）。また同時に、現状のおまとめローンにおいては、返済月額が大幅に軽減されるという当該債務者の利益となる事項を告げておきながら、他方で、後述する利息制限法による救済機会が失われるという当該債務者の不利益となる事実を告げない勧誘方法であることから、不利益事実の不告知としても、当該融資契約の申込みの意思表示は、取り消しうるものと考えられます（消費者契約法4条2項）。

### 4 その他

当団体は、貴行に対する前回申入れ以降、2007年8月23日に、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

なお、本申入れは前回の申入れと同一の事案に関するものですので、既に貴社にご連絡致しておりますとおり、引き続き公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容、及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降のすべての経緯・内容を当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

以上